



# 栃木県公報

令和8(2026)年  
7月1日(水)  
号 外  
第40号

## 目 次

### 規 則

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正…………… 1

## 規 則

### 栃木県規則第36号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年7月1日

栃木県知事 福田 富一

#### 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和63年栃木県規則第42号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「精神保健指定医氏名 署名」を「精神保健指定医氏名」に、

「7 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。」を

8 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。」

「7 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。」に改める。

別記様式第4号中「|署名」を「|」に、

「10 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。」を

11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。」

「10 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。」に改める。

別記様式第5号中「|署名」を「|」に、

「2 措置症状の消退を認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。」を

3 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。」

「2 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。」に改める。

る。

別記様式第6号中「|署名」を「|」に、

「8 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。」

9 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合には2人目を記載すること。

10 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合には2つ目を記載すること。」を

11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。」

「8 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合には2人目を記載すること。」

9 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合には2つ目を記載すること。」に改める。

10 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。」

別記様式第8号中「|署名」を「|」に、

「7 入院を必要と認めた特定医師氏名の欄は、特定医師自身が署名すること。」

8 確認した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。

9 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合には2人目を記載すること。

10 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合には2つ目を記載すること。」を

11 事後審査委員会意見の欄は、記録の場合について記載すること。

12 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。」

「7 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合には2人目を記載すること。」

8 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合には2つ目を記載すること。」

9 事後審査委員会意見の欄は、記録の場合について記載すること。」に改める。

10 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。 」

別記様式第9号中「 |署名」を「 | 」に、

「5 更新が必要と診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。

6 退院に向けた取組の状況の欄については、今回の更新にあたって医療保護入院者退院支援委員会の審議が行われた年月日を記載すること。また、令和5年11月27日付障発1127第7号「措置入院者及び医療保護入院者の退院促進に関する措置について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添様式2「医療保護入院者退院支援委員会審議記録」の写しを添付すること。その上で、

- ① 退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等、
  - ② 地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等、
  - ③ 医療保護入院者退院支援委員会での審議内容等
- について記載すること。

7 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合には、2人目を記載すること。

8 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合には2つ目を記載すること。

9 法第33条第8項の規定に基づき、家族等の同意を得たものとみなす場合は、「法第33条第8項の規定に基づき家族等の同意を得たものとみなした場合」にレ点を入れることとし、同意書の添付は不要であること。ただし、法第33条第6項による入院の更新に関する同意の通知をした時から更新するまでの間に、当該通知に係る家族等が、

- ① 法第5条第2項に規定する家族等に該当しなくなったとき
- ② 死亡したとき
- ③ 意思を表示できないとき

のいずれかの事由に該当すると把握した場合には、同意を得たものとみなすことができないことに留意すること。また、同意を得たものとみなす場合は、通知をした家族等との連絡等の記録（直近2件）の欄に、直前の入院期間中、通知をした家族等と直近2回の連絡を取った際の年月日及び手段について記載すること。（通知をした家族等が親権者の両親である場合は、父又は母のいずれかと直近2回の連絡を取った際の年月日及び手段について記載すること。）

10 今回の更新に同意をした家族等の欄に記載がある場合は、法第33条第8項による同意を得たものとみなさないことに留意すること。

11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。 」

「5 退院に向けた取組の状況の欄については、今回の更新にあたって医療保護入院者退院支援委員会の審議が行われた年月日を記載すること。また、令和5年11月27日付障発1127第7号「措置入院者及び医療保護入院者の退院促進に関する措置について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添様式2「医療保護入院者退院支援委員会審議記録」の写しを添付すること。その上で、

- ① 退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等、
  - ② 地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等、
  - ③ 医療保護入院者退院支援委員会での審議内容等
- について記載すること。

6 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合には、2人目を記載すること。

7 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合には2つ目を記載すること。

8 法第33条第8項の規定に基づき、家族等の同意を得たものとみなす場合は、「法第33条第8項の規定に基づき家族等の同意を得たものとみなした場合」にレ点を入れることとし、同意書の添付は不要であること。ただし、法第33条第6項による入院の更新に関する同意の通知をした時から更新するまでの間に、当該通知に係る家族等が、

- ① 法第5条第2項に規定する家族等に該当しなくなったとき
- ② 死亡したとき
- ③ 意思を表示できないとき

のいずれかの事由に該当すると把握した場合には、同意を得たものとみなすことができないことに留意すること。また、同意を得たものとみなす場合は、通知をした家族等との連絡等の記録（直近2件）の欄に、直前の入院期間中、通知をした家族等と直近2回の連絡を取った際の年月日及び手段について記載すること。（通知をした家族等が親権者の両親である場合は、父又は母のいずれかと直近2回の連絡を取った際の年月日及び手段について記載すること。）

に改め

9 今回の更新に同意をした家族等の欄に記載がある場合は、法第33条第8項による同意を得たものとみなさないことに留意すること。

10 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。 」

別記様式第12号中「 | 署名」を「 | 」に、

「 1 太線内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。ただし、第34条による移送が行われた場合には、この欄は、記載する必要はないこと。 」 を

2 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。 」

「 太線内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。ただし、第34条による移送が行われた場合には、この欄は、記載する必要はないこと。 」 に改め

る。

別記様式第13号中「 | 署名」を「 | 」に、

「 6 入院を必要と認めた特定医師氏名の欄は、特定医師自身が署名すること。 」

7 確認した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。 を

8 事後審査委員会意見の欄は、記録の場合について記載すること。 」

9 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。 」

「 6 事後審査委員会意見の欄は、記録の場合について記載すること。 」

7 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。 」 に改める。

別記様式第14号中「 | 署名」を「 | 」に、

「 6 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。 」

7 退院に向けた取組の状況の欄については、退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等や、地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等について記載すること。 を

8 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。 」

「 6 退院に向けた取組の状況の欄については、退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等や、地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等について記載すること。 」 に改め

7 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。 」

る。

別記様式第17号中「 | 署名」を「 | 」に、

「 1 太線内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。 」 を

2 仮退院を必要と認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。 」

「太線内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。 」 に改める。

#### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により調製された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するものに限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

(障害福祉課)